

杭州日本人学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童・生徒が、楽しく心豊かに学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「杭州日本人学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止の基本姿勢

- ・ 児童・生徒、教職員および保護者の人権感覚を高める。
- ・ 児童・生徒同士、児童・生徒と教職員に温かな信頼関係を築く。
- ・ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、問題を早期に解決する。
- ・ 保護者、地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童・生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年による）

3 本校教職員の姿勢

- ・ 常に児童・生徒の心に寄り添い、全ての児童・生徒を大切にする。
- ・ 被害者も加害者もつぐらなない。
- ・ 児童・生徒がいるところには、教職員がいる。
- ・ 学年を超えて、連絡、報告し合い、情報を共有し、同じ意識で取り組む。
- ・ 問題の原因を探り、再発防止を視野に入れて指導する。
- ・ ゆとりを持って児童・生徒に接することができるよう、教職員自身の心の調整を行う。

4 校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会）の設置

校長、教務主任、生徒指導担当、各学級担任の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置する。

(2) 校内いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会）の役割（毎月開催）

- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童・生徒、保護者への対応を協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童・生徒の個人情報への取扱いに十分に注意しながら、本校の教職員が共有する。
- ・ 本校のいじめ防止対策についての取組の検証と改善を行う。

5 いじめの未然防止

(1) 学び合い高め合う授業づくり（各教科、道徳）

- ・ 各教科の中で、児童・生徒が主体的に学び、考えを高め合えるように指導方法を工夫する。
- ・ 規範意識や正義感、道徳心をはぐくむために、道徳の授業をはじめ、特別活動や児童・生徒への指導を充実させる。
- ・ 学校の教育活動の様々な場で、児童・生徒たちに感動を与える活動を創造する。

(2) 自己有用感の醸成と信頼し合える集団づくり

- ・ 互いを認め合い、思ったことが言い合える学級集団づくりをめざす。
- ・ 児童・生徒への細やかな声かけ等を通し、児童・生徒一人ひとりとコミュニケーションを取り、児童・生徒が安心して生活できる学級集団づくりをめざす。
- ・ いじめ行為を具体的に理解させる学習を、1年次より計画的に実施する。

(3) 規範意識の向上と自浄力のある集団づくり

- ・ 挨拶、掃除、時間を守る等の基本的な生活習慣を粘り強く確立させる。
- ・ リーダー児童・生徒を育成するため、教職員も研修し、学校全体で組織的に取り組む。
- ・ 学校生活アンケート（フレンズ）を活用し、児童・生徒の規範意識を育て、いじめを未然に防止する。

6 いじめの早期発見

(1) 児童・生徒と教員の信頼関係の構築

- ・ 児童・生徒、保護者が気軽に話せる関係づくりに努める。
- ・ 欠席児童・生徒への家庭連絡等には、細やかな気配りを忘れない。
- ・ 「あとで」は禁物。質問や相談には適確に応じる。

(2) 児童・生徒理解と教員の資質向上

- ・ 児童・生徒の心の変化を敏感に感じ取れるよう児童・生徒理解と自らの資質向上に努める。
- ・ 教職員間で児童・生徒に関する情報が共有できるよう職員室の環境づくりや、打ち合わせ時間の確保に努める。

(3) 相談体制の充実

- ・ 教育相談が有効に活用できるよう、相談の持ち方を工夫したり、時間の確保に努めたりする。
- ・ 日ごろから児童・生徒理解に努め、適確な助言を行う。

(4) 校外相談機関との連携

- ・ 専門の相談機関の援助が必要と思われるケースについては、管理職と相談し対応する。
- ・ すべての教員は、自己研修に努める。

7 いじめへの早期対応

(1) 事実関係の把握

- ・ いじめられている児童・生徒や保護者の訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止める。
- ・ 児童・生徒双方や、周囲の児童・生徒から個々に事情を聞き取り、関係教職員で情報を共有し、組織的に（単独ではなくできる限り複数の教職員で）対応する。
- ・ 誰もが迷わず動けるよう、教職員間の報告・連絡・相談体制を確立しておく。

(2) いじめの指導

- ・ 事実を確認し、関係児童・生徒のプライバシーに十分注意した上で、指導の方向を決めてから対応する。

- ・ つらい思いをした児童・生徒の気持ちを傾聴する。
- ・ 保護者への迅速、丁寧な情報提供と指導方針の共有を忘れない。
- ・ 加害者には、厳しく臨むが、その後のケアも十分に行う。
- ・ 個別指導と全体指導を組み合わせ、指導を徹底する。

8 特別な支援を必要とする児童・生徒への配慮

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童・生徒を尊重する教育の推進が必要である。

9 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関するマナーやルールについては、保護者にも協力を依頼する。
- ・ インターネットやソーシャルメディアの危険性については、最新の情報を把握し、児童・生徒や保護者を啓発する。

(2) 早期対応

- ・ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応により早期解決を図る。

10 保護者との連携

PTA本部役員会、個別保護者会等では、日ごろから学校の様子を情報発信し、保護者との連携を密にする。

11 運営委員会との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、運営委員会と適切に連携する。

12 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・ 重大事態が発生した場合は、直ちに運営委員会・文部科学省に報告する。
- ・ 運営委員会の指示の下、第三者からなる組織を設け調査する。

(2) 調査結果の報告

- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告書を提出する。
- ・ 説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。

13 その他

この基本方針は、校内いじめ問題対策委員会において適宜、見直しを行い、必要があると認められるときは改訂する。その際は、児童・生徒や保護者からのアンケート調査や教職員による検証の結果を参考にする。